

2月27日(第3日目)

1. 開議並びに散會時刻(自午前10時50分-至午後6時51分)

2. 出席議員は次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	仲村春正	9番	米須清祐	16番	當山伸太郎
4番	伊勢真徳	10番	仲本正彦	17番	子次盛信
5番	牛山勝豊	12番	牛里幸助	19番	高里敏行
6番	安金良朝	13番	松本利宣		
7番	崎岡健一郎	14番	山本朝徳		
8番	知花正六	15番	天久盛雄		

3. 欠席議員は次の通りである

11番 花城清孝 18番 稲嶺盛三

4. 市町村自治法第61条の規定により説明のため出席しな者は次の通りである

村長 仲村春勝 副長 吳屋真徳 収入役 仲村春松
 総務課長 松川正義 財政課長 當山全喜 経済課長 澤山成一
 建設課長 桑江良徳 水道課長 奥里将俊

5. 本會議の書記は次の通りである

書記長 松川正義 書記 照屋教 伊佐正義

6. 議事日程は次の通りである

- 日程オ1. 議料(1)並釘湾村公設市場使用料徴収条例設置について
- 日程オ2. 議料(2)並釘湾村への追加の更正について
- 日程オ3. 決議料(1)在ハワイ並釘湾村人会々員への感謝メッセージ並びに同役員への感謝状の贈呈決議について

7. 會議の顛末 2月27日(第3日)	
議長	出席12名であり、よって議會は成立致し、さうして、只今より會議を開きます。(午前10時50分)
"	春谷に別暫(副議長)に交代致します。
"	休憩致します。(午前11時35分)
副議長	再開致します。(午前11時37分)
"	下は議長に代つて私が議事を進めることに致します。
"	今番退場す。
"	前日継続着議に於いては、議案を、早直針灣村公設市場使用料徴収条例の議案に於いてを議題と致します。
"	前日に於いては、質疑を頼みます。
"	進行の音がありませんが、質疑も打切せて良し。
"	異議なしと呼ぶ者がありません。
"	御異議がなければ、質疑も打切りにして致します。
"	討論を求めます。
17番	討論省略の動議を提出致します。
"	賛成と呼ぶ者がありません。
副議長	只今の動議に於いては、賛成者がありませんので、成立にはおりませんが、互様取り扱つて良し。
"	異議なしと呼ぶ者がありません。
"	御異議がなければ、討論を省略し、議案を早直針灣村公設市場使用料徴収条例の議案に於いてを、表決に付します。
"	原案に御異議ありません。

	異議なしと平ふ
副議長	御異議のほかに認め議案3号並鈴澤村公設市場使用料 徴収条例設定について提案可決を定致します。
"	19番の出席を報告す。
"	日程を2議案を1962年度並鈴澤村予算外支出追加更正 算に付て上提致します。
"	書面をして朗読せしめます。
"	提案者の説明を願います。
村長	事業執行面においてどうにも更正しなれば出来ぬとの こと下提案に於ります。宜しくお願ひ致します。
"	尚内容に於ては各課長より質疑の段階で説明を せよと致します。
副議長	質疑を求めます。
17番	各課長より説明をしてもらいたまひ致します。
副議長	暫休を取致します(午前10時55分)
17番	再開致します(午前11時56分)
助役	予算編成に当っては11年度の予算を当初予算で見積りの 当然であります。当初において充分に把握しての 追加更正を以てある。
	文書の部において
	①之款2目の旅費は村長のハワイ行政視察旅費であります。
	②之款4目の需用費は正規の委員会に別であります。
	それ以外に村長の諮問的協賛会を持ちましたので、その 対する謝礼金であります。

	②之款4項の管理費について 前にも計上せられたが、台風災害、役所、模範校等に不足し、予備費から流用されたが、後で必要があると思っております。
	④2ヶ所の買上金については、労働基準法に基づく積立金で支拂いしたけれども出来た額で計上してあります。
副議長	5番の出席を報告す。
副議長	⑥都市計画費の調査費については、測量、地積、都市計画の基礎調査、工事費を報告いたします。
村長	⑤5款社会福祉の労働施設費については、台風被害の災害救助金の繰替金であります。文へにもある様に政府から繰入である。
	⑦債金費の1項の借料の損料については、日本政府からの台風災害救助資材の運搬人夫賃と港から村へ、村から新落子での運搬車賃と料であります。
副議長	⑧6款の保健衛生費については、市場の所の公衆便所の清掃人夫賃と汲取手数料であります。半年も経過しておりますので減額を付けております。
副議長	⑨屠場費については、施設費は水道工事費が含まれておるのでその工事費であります。
副議長	⑩共進会費については、当初は前年色りやも積立でありましたが、今年から広く村民に親しむようにはとの要望もあつたので、半半場を使用し、半半場計画をして区別にいたします。
副議長	⑪施設費については、委員会に所載を求め、予算を計上して、実際に所科費に受領がなされたので追加してあります。

	③退職金の756井は退職給与積立金の条例によると、5,000井に はるまで積立てるべきである。=これは流当する財源はなにかどうが
助 役	嘉数が常道工事費であるが、当初の設計によるものではなく、見 積りでやったあつたが、此の度政府が設計をしてやらせたりして追加 してあります。2,900井(政府) 600井(村負担)
	④夫対事業は1ヶ年分を通してやるが、当然だと思ふが、=これは 政府予算でありますので、去年度は見積を120万、1仙も入らなかつた がた、例も身はしたから、政府の内示にまつて計上してある
	⑤退職金給与積立は5,000井に達してないので
10番	災害救助金にまつては支出済であるが、
助 役	はい、流用形態で支出済である
10番	予算はたして執行出来たかどうか
総務課長	工事の執行工はありますが、予算は執行してない
議 長	暫休致します(午後2時12分)
"	再開致します(午後2時25分)
19番	夫対事業を進めるには、どうしても政府の寄付がなければ 出来ないとはいえてあります。村独自では出来なかつた
助 役	村独自と2カやうなのが出来たが、幸町村の財源が乏しい ので、政府の補助を迎へなければ出来なかつた
17番	現段階におつては、財源の關係で、どうにも政府の神 助を頼る以外にはないを解して言つたこと(はい)です
17番	支出の2款5項退職給与金の買上金にまつて、労働基準 法を適用して支給するべきであるが、この100井は何 時間分であるのか、又時給の算出方法はどうか

総務課長	労働基準法に基づき積立てがありますが、実際の支給はやりがいが、最高積金が240時間となっている。
17番	本日は退職するまでに、その時間を休ませなければ出来ませんが、仕事の関係で休ませることが出来ず、その分の賃上げであります。又、時給については、給子条例オレ条を参照願います。
	100円については、時給30仙位であり、315時間位である。315時間口雇工以外の方は含まれていない。
17番	労働基準法では1ヶ月40時間となっている。その場合でも80%出勤した者に1割適用出来ないと、この場合合計240時間の積立てとなっているがどうぞ。
総務課長	実際には、それ以上には3割は決まっています。
議長	暫休致します(午後2時40分)
"	再開致します(午後2時45分)
8番	産業振興費の農薬購入費が3,049円となっております。
17番	どのおの農薬を購入し、どんな農作物に使用しているか、又使用面積はどの位か。
経済課長	農薬の種類は約30種類位あります。主として野菜、稲、甘藷等に使用しております。
17番	使用面積は、田50町歩、畑380町歩、合計430町歩位であります。
13番	緑化奨励費について、今度政府の計画にマッチして、そのおかげで、又、ビラの苗木に補助がある。
経済課長	種類としては、木麻黄、杉、トド松、道草、苗木が主。

植

	配布については、緑化と樹のニツの方法があるが、緑化と云うのは、収益もともたはなし、植樹とは経済林で、村としては、何と緑化を目的としたりして、 今度の場合、日本の苗木が来ておりましたが、沖縄には木が ありまして、教材材として学校に配布してあります。
17 番	緑化計画は当然自主的に計画してやりあげて来たいと思つたが、 きの管理を充分にやれり、何にも出来なから、 本村の5千程、北中城村が34千程の松が植えて、 北中城村の場合、粗草等も取つてよく管理をやって、 本村の場合、どのように管理をやって、 又予算格に伴ひ、街路樹の計画が必要であると思つた その計画について、
経済課長	5千程の場合、松等をして肥料等もやつて充分管理は 出来る。又緑化運動の基金から配分が有りまして、今 回は充分に管理をやって行くかと思つておられますが、 尚街路樹の方は、植える場合の問題を未だ計 画はしてないが、 成るべくは、
11 番	共進会が有りまして、審議の方法、内容等、去年は 成るべくは、
経済課長	別は行なはし、 13 番 中学校敷地の真に於いて、地主の反対で、何坪か買つか 12 番 何かと、 村長 何かと、 議長 暫く休憩致します(午後3時11分)

議長	再開致します(午後3時40分)
19番	仮席場で現在使用しているマシ板は本席場でも使用出来るかどうか、
関係課長	はい、使用出来ます。
19番	産業功労者のその表は、自治関係の功労者も表にするにはなっていないが、又斗牛場の借受けについてはどうなっているか。
村長	自治関係の功労者は未だ入っていない。その必要がなければ、次が共建会が入り込むと使っている。式場の貸しについては未だ決めていないが、関係課長とも話し合ってみようと思っている。
経済課長	場前口未だ決めていない。牛の借賃が600円で(10.32)を予定している。施設の方は借受けようと思っている。
17番	総合共建会の有り方について、商工業の面をどう反映させるか。現在までの表の有り方が、特定の人組織等を対象にしてやっているが、この辺で有り方を受けて、商工会等が対象にするべきかと思うが。
村長	商工会等の表は出来ませんが、採集の方法は困る。例へばカーニバルのト等と、岩家の推肥の等の場合、どのように採集をするかが問題である。
17番	木の風い木兵では、村をPRするには商店街のコンクール、優秀店員表彰等を取り入れるべきであると思う。コガネ貿易の取り入れはどうかとありますが、
村長	商工会、店員等の表彰は出来ませんが、採集の方法は問題である。共通した道路維持、衛生面等は同じ様に採集できるが。

	カニバレルと農家の推肥等をどう採集するかが問題である
17 番	若しコサネがその方法を取り入れておれば、調査をしてあげたいと思っております
17 番	全部落に通ずるものでなければ出来ないとおもうことはどうかと思ふ。農業部落と都市地帯とは別に採集すれば良いと思ふ。
議長	暫休憩致します(午後3時52分)
"	再開致します(午後4時)
"	只今定刻4時であります。時間延長をしたいと思いますか御異議ありませんか?
	異議なしと承ります。
"	御異議がないので、時間延長をすることに致します。
17 番	暫休憩致します(午後4時1分)
"	再開致します(午後4時6分)
10 番	ホスニ駆除については、戦前は義務付りで共進会等でも春獲していた。今度の薬清の調合人夫賃が計上されて、各部落が負担でやることは出来ないとおもう。
助役	薬清の危険は大きいので、村で休健所の手配も受け付けて、各部落に配布してありますので、労務の提供は難しいと思ふ。又来月1個目日終えて、後2個分があります。
10 番	バナナ採集奨励は政府からの補助政策であるから、
経済課長	バナナ採集は政府からの委託経営であり、その条件として、毎年苗木600本を出し、苗木1本5仙で買ってもらって出来れば、又その補助金の50円を割って、そのうち12も引き合ひ

議 長	ので、村から20万補助を個人に委託したい、10月まである 暫休致します(午後4時16分)
"	再開致します(午後4時30分)
17 番	保健衛生費の180万の減について、公衆便所の入夫はどう どう方法をやっているか、又予算の執行にどうなるか
総務課長	宮前と市場裏の二ヶ所であるが、未だ予算は執行してない、
15 番	土木費について、毎年度継続事業となっていて、今年度は 年度内の執行は可能かどうか、
建設課長	都市計画費は委託して、日時を指定してやるといふ。土木費は 年度内執行は難しいと思ってる。例へば、新城橋の支 撐天向開放地の所がけつあり決まらな限り執行出来ないので、
15 番	50万の委託費は48分となっているが、必ず委託しなければ 出来ないので、又職員の手不足であるか、
建設課長	はい、そうであります。職員を増員しようと思っても給与が 足りず、手不足です。
議 長	暫休致します(午後4時35分)
"	再開致します(午後4時40分)
12 番	村長の旅費600万に於いて、海外への出張であるし 或る程度は実際の所予測は出来ないが、通りかかどうか、
総務課長	先は議決した条例に於いて600万計上してあるが、
10 番	航空賃が直行で420万(往復)で差引ると180万残りますが、ハ ンに於いての車賃、宿泊料等の算定が難しいので、打切りに あるか、
12 番	条例が改正してあるが、原則的には条例通り支給すべきと

	思うが、打ち切りは理由を説明願います。
総務課長	我々にはそのような思っておりますが、財源の関係で打ち切りにはある。
17番	条例は設定して、財源が乏しいので、条例通り支給出来ないのであると 17番 ため、特に対外的な問題もありませんので、その辺を考慮して支給する方法は何か、入付金に付いては、
総務課長	当然目的が公務遂行のためでありますので、条例通り支給すべきであると思っておりますが、財源が乏しいので、
17番	土木費の9節賃金の1000坪について、相場表岩盤破碎の人夫賃と相違しておりますが、これは倉庫類では出来ないので、
建設課長	住家に接して、火薬が使用出来ないので、入付金が出来ないので、坪当り10坪の100坪分があります。
12番	条例も改定されたし、原則としては条例通り支給すべきであるが、財源の関係で打ち切りにはせざるを得ないと思っておりますが、今後は条例通り支給するかと、又打ち切りにするかと、
総務課長	今後は条例通り支給したいと思っております。
議長	暫休致します(午後4時54分)
"	再開致します(午後5時18分)
19番	大体質疑もつきためでありますので、質疑打ちの初議を提出致します。
議長	賛成は0平が甘のあり、
議長	現今折是の賛成者がありませんので、初議は成之致してあります、左様取り扱って、議決はしと平か、
12番	御質疑がなければ、質疑を打ち切りとは致します。

議 長	討論に入ります。
8 番	本来については当然更正の必要もありません。本来に 賛成致します。 土木費の執行状況の概念を申し上げます。年度も残り少 し大の力を入けて執行して欲しいと要望致 します。
議 員	外にありません。ロウロウ討論を打ち切りたいと思 います。
議 員	御異議がなければ認め、討論を打ち切ります。
議 員	では議案を1962年度並行湾村へ支出追加更正 算に付して表決に付します。
12 番	本来は御異議ありません。
議 員	御異議がなければ認め、議案を1962年度並行湾 村へ支出追加更正算に付して、本来通り可決 を致します。
議 長	議題外ではありますが、原水爆禁と沖縄米協議会 11 番 1月12日付で、ナイキハークミーズの発射に対する 抗議決議を提出するなどの要請文が参つてお りますので報告致します。
議 員	暫休致します(午後5時25分)
議 員	再開致します(午後6時8分)
12 番	動議を提出致します。今般村長が在ハワイ並行湾村 人合の招聘にまゝ、ハワイの行政、産業経済の

	視察に行くにははつておりますので、村議会と致しましては 村出身のハワイ在住の方々に色々お世話になりまして、 村人会の会員へ感謝メッセージと同役員への感謝状の贈呈 決議をいたしました。
8 番	只今の初議に賛成致します。幸いに此の度村長のハワイ の行脚視察に行かれるとのことであり、ハワイ在住の安宅 佐喜真、新城、村人会の員の皆様から、戦后物心両面の 色々お世話になりまして、感謝の意を表す意味で 賛成致します。
議 長	只今の初議は所定賛成者がありましたので、成之致して おきます。
	書記を12フオリトを配布せしめます。
"	日程より決議料付 在ハワイ直針湾村人会の員への感謝 メッセージ並びに同役員への感謝状の贈呈決議に付して 議題と致します。
	書記をして朗読せしめます。
"	提案者の説明を頼みます。
12 番	理由は前に申し上げたので、並に審議の程を視めます。
議 長	質疑に入ります。
"	質疑、討論省略の声があります。
"	異議はなし呼が。
"	御異議がわかりと認め、質疑、討論を省略致します。
12 番	では本来を表決は付します。
	本来に御異議ありませぬ。

全 員	異議なし
議 長	御異議の無い中で、全合一致で決議案を1件在ハワイ宜野湾村 人會の員への感謝メッセージ並に同役員への感謝状、則ち決 議についてを、原案通り可決を宣告します。
議 長	暫休憩致します(午後6時26分)
"	再開致します(午後6時30分)
8 番	動議を提出致します。 去る協議会において大の予名が、しほつて8ツには2ツの 我々議会の当初の考え方が、良し予名があれば変えよとのこ であつたと思うが、もう一度基本線も再確認して、次の協 議会にのみお願いをしたいと思います。
議 長	暫休憩致します(午後6時35分)
"	再開致します(午後6時45分)
19 番	賛成致します。
議 長	是今の動議は所定の賛成者がありませんので、成之にはおきます。
"	暫休憩致します(午後6時46分)
"	再開致します(午後6時50分)
12 番	議会には再確認はもうようお願ひ致します。
"	付議案件は全部終了しております。
"	お諮り致します。宜野湾村議会の議規則第8条の規定に よって会期を本日で打切りたいと思っております。
"	異議なし
"	御異議の無い中で、本会期は本日をもって打切りと致 します。

議 長	下は41名以て第2回直野湾村議会定例会を閉会す
議 長	これに致します。
	尚皆構(た)には3日向に互り 慎重に御審議もして頂き どうも御苦勞様でした。
	閉会(午後6時51分)
	上記会議の次第の書記の記載に誤りがあるが、その内容の 正確であることを認めるに同意する
	1962年2月27日
	直野湾村議会議長 峯 岡 健 一 郎
	副議長 仲 本 正 重
	議員 安 永 盛 隆
	議員 佐 喜 英 煥 祐